

京都大学	博士 (法学)	氏名	田中悠美子
論文題目	手続原則と手続基本権の関係 —ドイツにおける民事訴訟の憲法化を背景として—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ドイツにおける近時の議論を参照し、民事訴訟法上の手続原則と憲法上の手続基本権の関係やそれぞれの役割、手続上の権利に対する憲法上の保障の意義や在り方について、日本法への示唆を含めた考察をするものである。</p> <p>第1章と第2章は、このような本論文の目的を示す。第1章では、近時ドイツにおいて盛んになっている手続原則と手続基本権の関係に関する議論が民事訴訟の「憲法化」と呼ばれる現象を背景としていることを述べる。続いて第2章では、日本における従来の議論を確認し、広く手続原則と憲法の関係という全体的な観点からの展開は未だ不十分であり、このような全体的な観点からの考察は、手続原則と憲法の関係という問いを明らかにするだけでなく、個別的な論点に係る議論に対しても実りをもたらすとす。</p> <p>第3章では、ドイツ法に関する議論を紹介し、検討する。第1節で手続原則及び手続基本権という各概念についての一般的な説明をし、第2節でドイツの民事訴訟法の発展を手続原則の観点に照らして紹介する。そこでは、自由主義的民事訴訟と社会的民事訴訟という二つの像をめぐる学説の議論や20世紀の制定法改正が対象となる。第3節では民事裁判権に関するドイツ連邦共和国基本法上の規律を確認し、第4節では、民事訴訟法に対する基本法の影響を分析した学説を紹介する。これらから、基本法の制定により、1950年頃以降、民事訴訟に関する判例が基本権を志向する際の意見形成の主導権を有するのは、連邦通常裁判所ではなく連邦憲法裁判所であるとする。</p> <p>同章第5節では、手続原則と手続基本権の関係やそれぞれの射程、憲法が手続原則に及ぼす影響等に関するドイツの学説を紹介し、検討する。本論文は、2012年に発表されたDieter Leipoldの見解が手続原則と手続基本権の関係に関する議論を巻き起こしたものであり、この議論において特に重要であるのは、①手続原則の意義について通常法の平面におけるものと憲法の平面における手続基本権との関係でのものという二つの視点から考察されていること、②手続原則と手続基本権の関係の図式化の仕方について見解が対立すること、③手続原則と手続基本権のいずれを重視するかについて見解が対立すること、④民事訴訟の「憲法化」の意味が論者によって異なることであるとする。</p> <p>そして、同章第6節では、学説の議論を基に、ドイツ法上、手続原則と手続基本権の関係をどのように捉えるべきかについて検討する。そこでは、検討対象とする概念を一定の範囲に限定した上で、手続原則と手続基本権の関係を図式化する。検討の結果、手続原則と手続基本権の関係は、部分的に重なり合う二つの円として図式化するほかないとし、(あ)手続原則であるだけの部分、(い)手続原則と手続基本権が重なり合う部分、(う)手続基本権であるだけの部分の三つの部分を分け、さらに、審尋のように、周縁の領域は「あ」に位置付けられるが核心の領域は「い」に位置付けられる手続原則の存在を示す。これらを通じて、従来の手続原則と手続基本権の関係に関する議論において複数の視点が入り組んでいることを示し、また、手続原則の意義と手続基本権の意義を考察した上で、それぞれについて次のような特徴を見出す。すなわち、①手続原則は、内容が充実しており、手続の安定化、区別可能性及び予見可能性に資するのに対して、手続基本権は、個別事例を志向しており、このような手続原則の利点を有さない。しかし、手続原則は、選択肢があるため、その妥当性に揺らぎがあるという弱点があり、訴訟制度の目的やその背景にあるイデオロギーに左右されるのに対し、手続基本権には現実において選択肢がないという利点があり、立法の際に変更を許さず、個別事例において通常法上の平面では救済されない当事者を憲法上の平面で救済する根拠とな</p>			

る。

第4章は、総括として、ドイツ法上の手続原則と手続基本権の関係に関する議論の検討を基に、日本法に関する考察を行う。ドイツ法の議論の日本法への示唆として手続基本権の意義が重要であり、日本法の下でも、ドイツと同様に、現実において選択肢のないものを手続基本権であるとし、これは憲法上の主観的権利として訴訟事件のみならず非訟事件においても保障されるとした上、その権利の侵害は訴訟事件においては上告理由及び特別上告理由となり、非訟事件においても特別抗告理由となるとみることができるとする。そして、日本で特に判例上問題となってきた非訟事件と憲法の関係については、審尋請求権の目的を実体法上の権利の保護から切り離れた「手続的価値」の保護であるとみることによって、非訟事件が「実体的権利義務」の確定を行わないものであるという最高裁判所のような前提に立っても、非訟事件にその保障が及ぶと考えることができるとする。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、ドイツにおける近時の議論を参照して、民事訴訟法上の手続原則と憲法上の手続基本権の関係やそれぞれの役割、手続上の権利に対する憲法上の保障の意義や在り方について、日本法への示唆を含めた検討をするものである。

本論文は、2012年以降ドイツにおいて盛んになり、論争ともいえる状況となっている手続原則と手続基本権の関係やそれぞれの役割を巡る議論について、その論争に先立つ理論状況や背景を踏まえて丹念に分析する。そして、手続原則と手続基本権のそれぞれの意義を考察し、それぞれの特徴及び射程、相互の関係等を明らかにした上で、手続基本権の役割を重視することにより、訴訟事件のみならず非訟事件においても憲法上の手続基本権の保障を観念し得るとの方向を示す。

訴訟事件と非訟事件とを問わず、裁判手続における審尋請求権の保障の在り方や弁論主義ないし当事者提出原則の意義は、日本の民事手続法学においても理論的かつ実地的な重要問題の一つであり、従来からドイツ法をも参照した研究が続けられてきている。しかし、本論文が注目した最新の論争は、憲法裁判所と通常裁判所の仕組みを有するドイツにおける裁判手続や手続原則に対する憲法上の保障の在り方という意義深いテーマを扱うものでありながら、日本では未だ明示的に取り上げられていないものであり、それだけでも学界への貢献は大きいものといえるが、それにとどまらず、本論文は、その論争を分析することにより手続基本権の独自の意義を明らかにし、日本での裁判手続上の権利に対する憲法の保障について一定の方向を示したものであり、理論面と実務面の双方において高く評価されるべきものである。

もっとも、本論文には、ドイツの学説の紹介においてやや平板な印象を与えるところもあり、より立体的に議論状況を浮かび上がらせるための把握の仕方や論述上の工夫が必要であったとはいえる。また、手続基本権の独自の価値を強調するためには、憲法学説に更に踏み込むなどして、より説得力を増す必要もある。しかし、これらについては、本論文が今後の課題として自覚的に述べている部分もあり、今後の研究の進展により立論を更に精緻化することで解消することが期待できるので、本論文の上記のような価値を損なうものとはいえない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和4年1月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。